

役を含む) に対して株式報酬型ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額を年額 20,000 千円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、本制度に係る報酬枠を別枠で設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、この額は、上記株式報酬型ストックオプションの支給額を踏まえて設定したものです。

なお、2010 年 5 月 28 日開催の第 36 回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を含む）の報酬額は年額 250,000 千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、1991 年 5 月 28 日の第 17 回定時株主総会において、監査役の報酬額は 20,000 千円以内とご承認をいただいております。

2. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき当社の取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 20,000 千円以内（うち社外取締役 2,000 千円以内）、監査役については年額 2,000 千円以内（うち社外監査役 1,200 千円以内）といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役会の協議において決定することといたします。

本制度により、当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 50,000 株（うち社外取締役 5,000 株）及び当社の監査役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 5,000 株（うち社外監査役 3,000 株以内）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とされない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象役員との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社開設する専用口座で管理される予定です。

以上